

堺市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

堺市上下水道局職員就業規則（昭和44年水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「3歳に満たない」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）への就学（以下この条において「小学校等就学」という。）の始期に達するまでの」に改め、同条第2項中「小学校又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）就学」を「小学校等就学」に改め、同条第4項中「3歳に満たない」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）への就学（以下この条において「小学校等就学」という。）の始期に達するまでの」に、「小学校又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）就学」を「小学校等就学」に改める。

第11条の4第1項中「に限る。）」の次に「（第11条の4の3第1項において「対象家族」という。）」を加える。

第11条の4の2の次に次の2条を加える。

（対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第11条の4の3 管理者は、職員がその対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 管理者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第11条の4の4 管理者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第16条第1項ただし書及び第19条第2項中「サービス推進部長」を「総務部長」に改める。

別表第5の備考3中「サービス推進部長」を「総務部長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日以後においてこの規程による改正後の第 7 条の 2 第 1 項の規定による時間外勤務等の制限に関する制度を利用するため、同項の規定による請求（その 3 歳から小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部への就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする職員は、同日前においても、同項の規定の例により、当該請求をすることができる。